

第三次川越市教育大綱  
(令和8年度～令和12年度)

川越市

令和8年4月

# 目次

1 策定にあたって .....	1
2 策定の趣旨 .....	2
3 策定の考え方 .....	3
4 大綱の期間 .....	4
5 基本理念 .....	4
6 施策の方針 .....	6
(1) 生きる力を育む教育の推進 .....	6
(2) 学びを支える教育環境づくり .....	7
(3) 生涯学習活動の推進 .....	7
(4) 文化活動の推進 .....	7
(5) スポーツ活動の推進 .....	8
(6) 文化財の保存・活用 .....	8
7 大綱の推進 .....	8

# 1 策定にあたって



本市は、先人から受け継いできた数多くの歴史的遺産に恵まれ、伝統や文化が息づくまちとして、これまで発展してきました。

現在、本市を取り巻く社会状況は、少子高齢化や人口減少、人と人とのつながりの希薄化、AIの進化がもたらす技術革新など、変化が激しく将来を見通すことも難しくなっています。

このような時代の変化に対応した持続可能な社会の担い手の育成とともに、私たちが幸せや生きがいを感じ、豊かな人生を送るためには、教育が果たす役割は、さらに重要なものとなっています。未来の川越を担う子どもたちが、夢や希望に向かって力強く社会を生き抜く力を身に付けられる環境を整えるとともに、市民一人ひとりが生涯を通じて学びを深め、心豊かな人生を送ることができる場を充実させることは、本市のまちづくりにおける大切な基盤となります。

この大綱は、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱としてまとめたもので、川越市における教育の羅針盤となり、各種施策を推進するにあたって重要な役目を果たします。

「共に学び、ふれあい、豊かな人生を送れる川越市の教育」とした基本理念や6つの施策の方針のもとで、子育て施策等との連携を図りながら、本市教育委員会と緊密に連携して、まちの魅力を高め、市民の皆様がずっと安心して、もっと幸せに暮らせるよう、川越市の教育を進めてまいります。

令和8年4月

川越市長 森田初恵

## 2 策定の趣旨

教育大綱は、平成 27 年 4 月 1 日に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づくものであり、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する国の基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

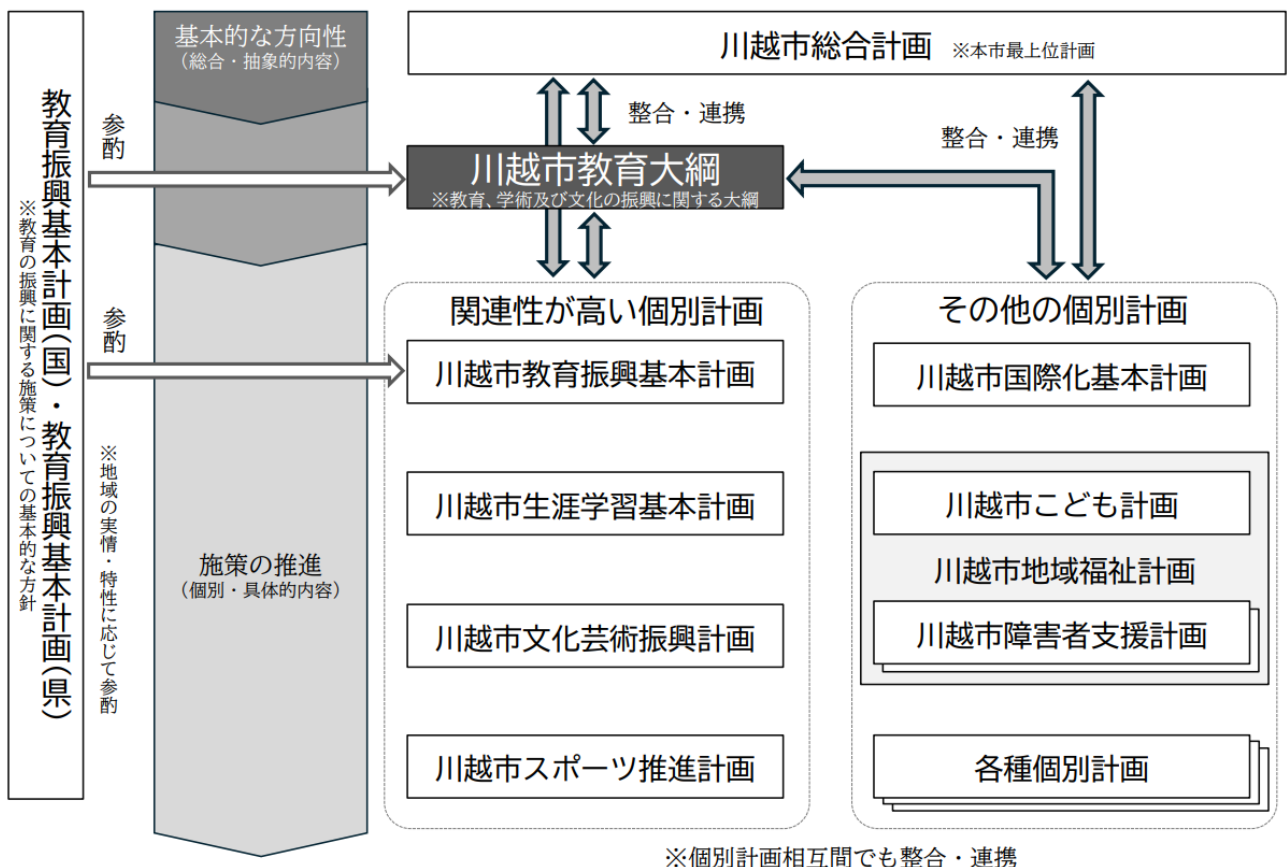
この度、令和 7 年度をもって川越市教育大綱の期間が終了することから、本市のさらなる教育行政の充実を目指し、令和 8 年度を始期とする第三次川越市教育大綱を策定いたします。

### 3 策定の考え方

第三次川越市教育大綱は、本市の最上位計画である第五次川越市総合計画（基本構想）における「教育・文化・スポーツ」分野に関する基本目標との整合を図りつつ、その施策の推進においては、川越市教育振興基本計画や川越市生涯学習基本計画などの各個別計画において取り組むものとしします。

また、教育分野との関連がある「こども・子育て」分野などに関しては、川越市こども計画をはじめとした他の個別計画とも連携しながら、本市の教育、学術及び文化の振興を図ります。

#### 【参考】 川越市教育大綱の位置付け



## 4 大綱の期間

この大綱の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 5 基本理念

本市は、多くの人々を魅了する歴史的遺産や文化、豊かな自然などに恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力によって、県西部地域の中心都市として、大きく発展してきました。

将来に向けては、少子高齢化や本格的な人口減少などをはじめとする様々な課題が想定されていますが、先人たちが幾多の困難を乗り越えてきたように、私たちもまた、本市を更に発展させられるよう努力し、今以上に良いまちとして次世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、第五次川越市総合計画に基づいて、10年後、更にその先も、安心して幸せに暮らせる魅力あふれるまちになることを目指して、行政だけでなく、市民、事業者等、本市に関わる全ての人の知恵と力を結集して、まちづくりに取り組んでいます。

本大綱における基本理念は、同計画（基本構想）の教育・文化・スポーツ分野における基本目標に基づいて、以下のとおり定めます。

## ●基本理念

### 「共に学び、ふれあい、豊かな人生を送れる川越市の教育」

グローバル化や技術革新が急速に進み、より一層変化が激しく予測が困難な時代となる中、こどもたちが社会の変化に向き合い、自らの手でより良い社会と豊かな人生を創っていけるよう、成長を後押ししていくことが必要です。

本市では、全てのこどもが、個性や興味・関心に応じて主体的に学習し、多様な他者との対話を通じて学び合いながら成長していけるよう、学校と、地域や家庭が連携・協働して質の高い教育を実現することで、次代を担うこどもたちの生きる力を育む施策を進めます。

また、人生 100 年時代を見据える中で、長い人生をより充実したものとするために、生涯にわたって、学びや文化芸術、スポーツに親しむことは一層重要となっています。本市では、多くの人々が、学びや文化芸術、スポーツを身近に感じ、気軽に取り組める環境を整えることや、地域の人々と共に郷土の伝統を守り伝えていくことなどを通じて、あらゆる世代が楽しみながら交流を深め、豊かな人生を送れる施策を進めます。

## 6 施策の方針

第五次川越市総合計画との整合のもと、教育大綱の基本理念の実現を目指して、6つの施策の方針を定めます。

6つの施策の方針については、第五次川越市総合計画の各政策分野における方向性との連携を図ります。特に「こども・子育て」分野においては、こどもや若者が将来に希望を持って自分らしく成長できるように、こどもに係る各種相談・支援（いじめや不登校等）、放課後児童健全育成事業（学童保育）をはじめとした居場所づくり、経済的負担の軽減などにおいて、効果的な取組を進めます。

### ●6つの施策の方針

#### (1) 生きる力を育む教育の推進

こどもたちが、変化の激しい社会でたくましく生き抜く力を育みます。

##### < 施策の方向性 >

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 豊かな心と健やかな体の育成
- (3) 学校生活における支援の充実
- (4) 市立川越高等学校の特色ある教育の充実

---

## (2) 学びを支える教育環境づくり

子どもたちが安心して質の高い教育を受けられる環境をつくります。

### < 施策の方向性 >

- (1)教職員の指導体制の充実
- (2)地域とともにある学校づくりの推進
- (3)教育環境の整備・充実

---

## (3) 生涯学習活動の推進

誰もが意欲や関心に応じて学習し、その成果を生かせるように進めます。

### < 施策の方向性 >

- (1)多様な学習機会の充実
- (2)学習成果を生かせる仕組づくりの推進
- (3)利用しやすい学習施設の充実

---

## (4) 文化活動の推進

誰もが気軽に文化芸術に親しみ、交流できるように進めます。

### < 施策の方向性 >

- (1)文化芸術に親しむ機会の充実
- (2)文化芸術を通じた交流の促進
- (3)文化施設の充実
- (4)様々な地域との文化交流の充実

---

## (5) スポーツ活動の推進

誰もが気軽にスポーツに親しみ、交流できるように進めます。

### < 施策の方向性 >

- (1)スポーツに親しむ機会の充実
- (2)スポーツを通じた交流の促進
- (3)スポーツ施設の充実

---

## (6) 文化財の保存・活用

地域固有の貴重な文化財を、地域総がかりで保存・活用し、次世代に継承していきます。

### < 施策の方向性 >

- (1)適切な保存・活用の推進
- (2)地域固有の文化財の理解促進

# 7 大綱の推進

川越市教育大綱に定めた6つの施策の方針に沿って、関連する個別計画によって具体的な施策を推進するとともに進捗管理を行います。また、その内容については、必要に応じて川越市総合教育会議において、確認することとします。

第三次川越市教育大綱

(令和8年度～令和12年度)

令和8年4月

川越市総合政策部政策企画課